

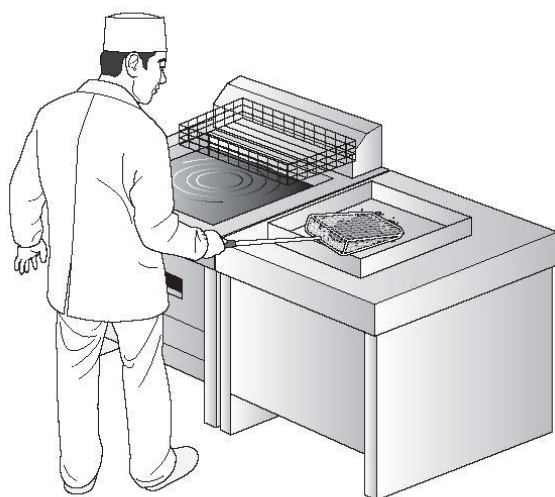
第 1 章 5 (5) 災害事例とその防止対策

小売業で発生している労働災害事例とその防止対策例を見ていきましょう。

(出典:職場のあんぜんサイト「労働災害事例集」(事例の前に付した No. は、当該サイトに記載された番号です。))

No. 101187

事例 1 厨房でフライヤーの揚げカスを取り除く作業中、飛散した油でやけど



業種	その他の小売業
事業場規模	5～15 人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	その他の装置、設備
災害の種類(事故の型)	高温・低温の物との接触
被害者数	死亡者数：0 人 休業者数：1 人 不休者数：2 人 行方不明者数：0 人
発生要因(物)	作業箇所の間隔空間の不足
発生要因(人)	無意識行動
発生要因(管理)	不意の危険に対する措置の不履行

■ 発生状況

この災害は、惣菜を販売する店舗の厨房において、揚げ物用のフライヤーの油槽にたまった揚げカスを取り除く作業において発生したものである。

災害発生当日の午後 7 時頃、作業者 A～C の 3 人は、当日中に販売する惣菜の調理を終えた

ので、厨房の清掃作業に取りかかった。Aは、油槽にたまった揚げカスを取り除くため、フライヤーの電源を落とし、油槽内の油（170℃、30L）を自然冷却した。約30分後、Aはフライヤーのヒーターを油槽から持ち上げるためのレバーを押し上げ、金具で固定し、すくい網を使用して揚げカスを取り除いた。その後、ヒーターを元の位置に戻すため、レバーを手で支えながら金具から外したとき、レバーに付着していた油で手が滑り、ヒーターが油槽に落下して油が跳ね、Aは油を浴びて火傷を負った。また、Aと一緒に厨房内で作業をしていたBとCも油を浴びて火傷を負った。

フライヤーの油を加熱するためのヒーターは、もともと油圧により上下動し、急激に落下するおそれのないものであったが、この店舗では厨房が狭く、ヒーターを上下させる油圧装置が邪魔になることからこれを取り外し、手動で上下させるように改造していた。

また、厨房を清掃中のA～Cの服装は、調理中のままで、飛散する油から身体を防護するような手袋等を着用していなかった。

なお、この店舗では、店長Dを安全衛生推進者に指名していたが、フライヤーから油カスを取り除く作業を含めた厨房の清掃作業についての作業手順書を作成しておらず、作業者に対し高温の油による火傷の危険性等についての安全教育を実施していなかった。

■ 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ヒーターの上下動が油圧によるものから手動に改造されていたこと
フライヤーの油を加熱するためのヒーターは、もともと油圧により上下動していたものを、手動で上下させるように改造していた。そのため、ヒーターを上下させる際、付着した油により手が滑り急激に落下するおそれが生じていた。
- 2 清掃作業において油が飛散したときに防護するような服装をしていなかったこと
- 3 フライヤーから油カスを取り除く作業について作業手順書がなかったこと
- 4 高温の油の取扱い等について作業者に対し安全教育を実施していなかったこと

■ 対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ヒーターが急激に落下しないよう改善すること
油圧によりゆっくり上下動するものにもどす等、ヒーターが急激に落下しないようフライヤーを改善する。
- 2 高温の油の飛散による危険を防護できる服装をさせること
- 3 揚げカスを取り除く作業について、作業手順書を作成し、作業者に徹底すること
- 4 高温の油の飛散による危険性、器具の取扱いによる危険性、作業手順などについて、作業者に対し定期的に安全教育を実施すること

No. 101468

事例２ 挽肉用精肉機械のロール本体の分解作業中、肉投入口から手を入れ、押し出そうとしたため、ロールの回転に手を巻き込まれた



業種	卸売業・小売業
事業場規模	100～299 人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	混合機、粉碎機
災害の種類(事故の型)	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：0 人 休業者数：1 人 不休者数：2 人 行方不明者数：0 人
発生要因(物)	作業方法の欠陥
発生要因(人)	職場的原因
発生要因(管理)	運転中の機械、装置等の掃除、注油、修理、点検等

■ 発生状況

被災者は、挽肉用精肉機械（ミートチョッパー）の清掃のため、ロール本体の分解作業を行っていた。ロール本体の取出し手順は、本来筒状の部分を持って引っ張り出すべきところ、被災者は、肉投入口から手を入れて押し出そうとしたところ、フットスイッチを踏んでしまい、ロールが回転し、手を巻き込まれた。

尚、ロール本体を取り出す前段階で、プレートと呼ばれる部品を取り出す際、フットスイッチにより起動させ、プレートを取り出していた。また、電源スイッチが破損していたため、電源は、常時「入」の状態であった。

■ 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 精肉機械の運転を「切」にせず、機械の清掃を行っていたこと。

- 2 破損した電源スイッチを修理することなく、放置していたこと。
- 3 電源を切るために、電源プラグをコンセントから抜いておかなかったこと。また、その旨を作業者に指示していなかったこと。
- 4 作業手順を明確にしていなかったこと。
- 5 安全教育が不十分であったこと。
- 6 リスクアセスメントを行っていなかったこと。

■ 対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 電源を切断した上で清掃を行うとともに、必要に応じて治具を使用すること。
- 2 破損箇所を修理し、使用可能な状態に整備すること。
- 3 作業手順書を作成し、作業者に周知すること。
- 4 安全教育を徹底すること。
- 5 リスクアセスメントを導入すること。

【転倒災害】

小売業では特に転倒災害が多く発生しています。小売業で実際に発生した事例や、小売業でも発生しうると思われる事例を見ていきましょう。

No. 101451

事例3 スイングドアを通り、売り場に出たところ、水で濡れていた売り場の床で足を滑らせ、転倒した



業種	各種商品小売業
事業場規模	300～999 人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	通路
災害の種類(事故の型)	転倒
被害者数	死亡者数：0 人 休業者数：1 人 不休者数：2 人 行方不明者数：0 人
発生要因(物)	作業環境の欠陥
発生要因(人)	職場的原因
発生要因(管理)	不安全な放置

■ 発生状況

スーパーの惣菜売り場横のスイングドアにて、作業場より売り場に出ようとしたところ、売り場の床が水で濡れていたため、足を滑らせ、転倒した。

■ 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 売り場の床が水で濡れていたが、拭き取られていなかったこと。
- 2 作業場から売り場に出る箇所に、靴に付着した水滴を拭き取るためのマット等が設置されていなかったこと。

■ 対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 床の水濡れに気がついたなら、直ちに、水切りまたはモップ等で拭き取ること。
- 2 定期的な職場巡視を通じ、水濡れの危険箇所を洗い出し、該当する箇所に転倒防止のためのマットを敷き、又は頻繁に清掃・水切り等を行うと共に、水濡れの原因を究明して解決すること。
- 3 事業場にて、安全活動を行う者を選任し、転倒災害防止のため、作業者に対し、職場における安全教育や研修を十分に実施すること。

No. 101447

事例４ 箱を運び出していたところ、梱包に使用されていた梱包結束材に足を引っ掛け、転倒した



業種	倉庫業
事業場規模	5～15 人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	その他の材料
災害の種類(事故の型)	転倒
被害者数	死亡者数：0 人 休業者数：1 人 不休者数：0 人 行方不明者数：0 人
発生要因(物)	物の置き方、作業場所の欠陥
発生要因(人)	職場的原因
発生要因(管理)	不安全な放置

■ 発生状況

倉庫内にて、パレットに積まれた資材が入っている箱を手に持ち、運び出していた際、梱包に使用されていた梱包結束材（PP バンド）に足を引っ掛け、転倒した。

■ 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 梱包に使用していた梱包結束材（PP バンド）を解いた後、それを床に放置したまま資材が入った箱を持ち出す作業を開始したこと。

■ 対策

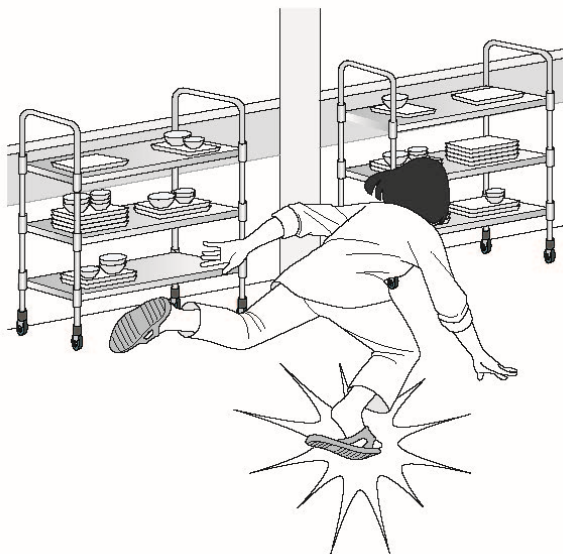
類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 運ばれてきた荷物を持ち出す際は、梱包結束材（PP バンド）を解いたまま放置せず、速や

かに片付けること。

- 2 解いた梱包材等の不用物を破棄するためのゴミ箱を設置し、事業場の整理整頓を図ること。
- 3 転倒災害防止のため、作業者に対し、職場における安全教育や研修を十分に実施すること。

事例5 配食作業を行っていたところ、廊下にて、サンダル先の先が床に引っかかり、転倒した



業種	その他の小売業
事業場規模	30～99 人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	通路
災害の種類(事故の型)	転倒
被害者数	死亡者数：0 人 休業者数：1 人 不休者数：0 人 行方不明者数：0 人
発生要因(物)	保護具、服装等の欠陥
発生要因(人)	職場的原因
発生要因(管理)	保護具、服装の欠陥

■ 発生状況

教室前の廊下にて、食器等が積まれている台車を用いて配食作業を行っていた際、次の台車を取りに調理場へ戻ろうとしたところ、サンダルを履いて作業していたため、サンダルの先が床に引っかかり、バランスを崩し転倒し、顔を床に打ちつけ負傷した。

■ 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 3 台車を用いて配食作業等を行う際、上履き等の靴に履き替えず、サンダル履きで作業を行っていたこと。
- 4 調理場へ急ぎ戻ろうとするあまり、足元の床のつまずきやすい箇所への注意が疎かになっていたこと。

■ 対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 4 事業場において、履物を含む適切な服装等のルールを取り決め、調理場から廊下等に移動し作業を行う際は、上履き等履きやすく、つま先部に高さのあるつまずきにくい靴を着用させること。
- 5 台車を用いる際は、足元の凹凸、段差、滑りやすさ等に十分注意し、作業を行うこと。
- 6 事業場にて、安全衛活動を行う者を選任し、転倒災害防止のため、作業者に対し、職場における安全教育や研修を十分に実施すること。

※ 小売業では、「何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒」という労働災害が多く発生しています。

対策として、転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入があります。ぜひ実践してみましょう。

YouTube【小売業】毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ(厚生労働省)

<https://www.youtube.com/watch?v=H4w22KbCtzs>

(QRコードからもアクセス可能)



【腰痛】

小売業では、重量物を持った結果として腰痛を発症する労働災害も多く発生しています。

表 重量物を持って腰痛等を発症したと思われる労働災害事例 ※

災害状況	業種
店舗バックヤードで、商品の衣類を棚に並べ整理中、段ボール(10～15 kg)を持ち上げた際、腰椎を捻挫した。	その他の小売業
物干しベース(重量 180kg)を品出しする際、傾斜面で背がない台車に載せたところ荷崩れを起こした。台車のロックをかけ荷崩れした商品を積み直そうとしたところ、傾斜面で台車が流されそうになり支えた後、腰痛が発生しぎっくり腰となった。	各種商品小売業
飲料売場で、カートラックを使って品出し中、膝を曲げずに商品(約 12kg)を持ち上げたところ、腰痛が生じた。	各種商品小売業
ドリンク売り場で品出し中、下段の奥にあるビールケース(350ml×24 本)を移動するため、しゃがんで持ち上げようとしたとき、急性腰痛症を発症した。	その他の小売業
バックルームで畜産商品の仕分けをした際、重さの異なる荷物(約 24 kg)を中腰姿勢で何度も持ち上げたため、腰の神経が圧迫され激しい痛みで歩くことが困難となり、炎症のため右臀部から足の指まで痺れがあり、椎間板ヘルニアを発症した。	その他の小売業
バックルームで品出し作業中、道路に倒れていた商品(20kg)を持ち上げたところ、腰痛を発症した。	その他の小売業
配達先にトラックから荷物を運んでいた際、4 つ重ねた箱を両手で持ち降ろそうと屈んだところ、腰に激痛が走り腰椎捻挫を負った。	その他の小売業

※ 職場のあんぜんサイト「死傷災害(死亡・休業4日以上)データベース」令和3年11月・12月の事例より抜粋

対策としては、厚生労働省が策定した「職場における腰痛予防対策指針」に沿った対策が挙げられます。

- 作業管理面の対策：自動化、省力化、作業標準の策定等
- 作業環境管理面の対策：温度、照明、作業空間や設備の配置等
- 健康管理面の対策：健康診断、腰痛予防体操等
- 労働衛生教育等の実施：腰痛予防のための教育、健康の保持増進のための措置等

詳しくは、「職場における腰痛予防対策指針及び解説」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4-att/2r98520000034mtc_1.pdf

(QRコードからもアクセス可能)

